

令和8年度アビリンピック北海道大会ワークフェアの実施について

令和8年5月26日制定

令和8年度アビリンピック北海道大会ワークフェアについては、「令和8年度アビリンピック北海道大会ワークフェア実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき実施するとともに、「物品販売等コーナー」及び「障がいのある方が働く企業紹介コーナー」については、下記に基づき実施するものとする。

記

1 実施方法

出展する事業所の職員（以下「職員」という。）が商品等を陳列し、実演・販売等を行うこと。

2 出展スペース

1区画＝縦120cm×横180cm

3 主催者が用意するもの

① 会議用テーブル（縦60cm×横180cm×高さ70cm） 2台

② 椅子 2脚

③ 白布（会議用テーブル用） 1枚

※上記①～③以外で必要な物品は出展者にて用意すること。

4 費用

（1）出展料

無料

（2）その他の費用

搬入、搬出、設置、撤去に係る費用、会場までの交通費、滞在費その他一切の費用は、出展者が負担すること。

なお、会場の駐車場は無料で利用できる。

5 注意事項

（1）飲食物の販売は製造場で予め個包装したものに限る。また、飲食物の販売を行う場合は、必ず出展スペースに営業許可証（写）を掲示すること。

（2）重量物の販売、展示は行わないこと。

（3）火気の使用は禁止する。

（4）出展中は出展スペースに職員が常駐し、来場者の対応、出展物の管理を職員自ら行うこと。
なお、出展物の破損、汚損等があった場合、主催者は一切の責任を負わない。

（5）搬入及び搬出に係る日程は、主催者の指示に従うこと。

（6）搬入及び搬出は出展者自ら行うこと。

なお、搬入及び搬出時には周囲の安全に配慮し、事故及び荷崩れ等の発生防止に努めること。

（7）決められた場所以外での飲食及び喫煙は禁止する。

6 出展申込方法

（1）「実施要綱」の別紙1「出展申込書」に必要事項をご記入のうえ、【令和8年7月31日（金）】までに、電子メール又は郵送により主催者あて申込みを行うこと。

（2）飲食物の販売を行う場合は、菓子製造業等の営業許可証（写）を「出展申込書」と併せて提出すること。